

大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 3月29日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金交付要綱

### 目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 空き家等取得事業（第7条―第11条）

第3章 賃貸住宅入居事業（第12条―第19条）

第4章 雑則（第20条―第24条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、大分市ふるさと団地の元気創造推進事業の一環として、高度経済成長期等に郊外に建設された住宅団地（以下「ふるさと団地」という。）への住み替えを支援することにより空き家等の解消を図るとともに定住を促進し、もってふるさと団地を活性化するため交付する大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### （対象団地）

第2条 この要綱の対象となるふるさと団地（以下「対象団地」という。）は、大分市緑が丘団地とする。

##### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2

条第3号に規定する者をいう。)が売買、交換若しくは貸借の代理又は媒介をする空き家  
(家屋の存する敷地を含む。以下同じ。)又は空き地をいう。

- (2) 住み替え 対象団地の区域外に居住する者が、対象団地の区域内に存する空き家、空き地に建築した家屋又は取得した空き家を取り壊した後にその敷地内に建築した家屋  
(以下「建替家屋」という。)に転居(市内で住所を移すことをいう。以下同じ。)又は  
転入(市外から市内に住所を移すことをいう。以下同じ。)(以下「移転」という。)をし、  
かつ、定住することをいう。
- (3) 併用住宅 居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の事業の用に供する部分が  
結合している空き家、空き地に建築した家屋又は建替家屋をいう。
- (4) 賃貸住宅 住み替えをすることを目的に賃貸される空き家をいう。
- (5) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(光熱水費、共益費、駐車場使用料  
その他の賃貸住宅の賃借料と認められないものを除く。)をいう。
- (6) 子育て世帯 満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者及びその親  
を世帯構成員(当該世帯を構成する世帯員(世帯主を含む。))をいう。以下同じ。)に含  
む世帯又は妊娠中の者を世帯構成員に含む世帯をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の  
全てに該当する者とする。

- (1) 住み替えをするために空き家等を取得し、又は賃借する者であって、次に掲げる要件  
を満たすものであること。

ア 空き家等を取得する場合にあつては、取得した空き家、空き地等(空き地及び当該  
空き地に建築した家屋をいう。以下同じ。)又は建替家屋等(建替家屋及び建替家屋が  
存する土地をいう。以下同じ。)の所有者として不動産登記簿に登記され、かつ、取得  
した空き家、空き地等又は建替家屋等に係る地方税法(昭和25年法律第226号)  
第343条に規定する固定資産税(以下「固定資産税」という。)の納税義務者である  
こと。

イ 空き家を賃借する場合にあつては、子育て世帯の世帯構成員であり、かつ、賃貸住

宅の賃借人であること。

(2) 市内に居住の用に供する住宅を所有していないこと。

(3) 次に掲げる要件の全てを満たす世帯の世帯構成員であること。

ア 世帯構成員に本市及び転入前の住所地の市区町村における市区町村税を滞納している者がいないこと。

イ 世帯構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 空き家等取得事業（大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行）第4条第3項に規定する大分市住み替え情報バンク空き家等登録台帳に登録されている空き家等を取得し、住み替えをする事業をいう。以下同じ。）

(2) 賃貸住宅入居事業（平成30年5月9日から令和4年3月31日までの間において、賃貸住宅に住み替えをする事業をいう。以下同じ。）

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金等が交付される経費は、補助対象経費としない。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

## 第2章 空き家等取得事業

（交付期間）

第7条 空き家等取得事業に係る補助金（以下「空き家等取得事業補助金」という。）の交付期間（以下この条において「交付期間」という。）は、空き家、空き地に建築した家屋又は建替家屋に係る固定資産税が賦課された最初の年度（以下「交付初年度」という。）以後3

年度間とする。

2 前項の規定による交付期間が満了した年度の翌年度の初日において補助対象者の世帯が子育て世帯である場合は、当該年度以後2年度間を引き続き交付期間とすることができる。

(交付申請及び実績報告の期間)

第8条 空き家等取得事業補助金の交付の申請及び実績報告は、1年度分を単位として行うものとし、空き家、空き地に建築した家屋又は建替家屋に係る固定資産税の納税義務が確定した各年度の最終納期限の翌日から当該年度の2月末日までの間に行うものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第9条 空き家等取得事業補助金の交付を申請しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（空き家等取得事業）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請時における世帯全員の住民票の写し
- (2) 空き家、空き地等又は建替家屋等に係る公課証明書又は固定資産税の納税通知書及び課税明細書の写し
- (3) 空き家、空き地等又は建替家屋等に係る登記事項証明書の写し（初めて申請及び実績報告をする者に限る。）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 空き家、空き地等又は建替家屋等に係る当該年度分の固定資産税の納付を証する書類
- (6) 大分市土地家屋名寄帳兼課税台帳の写し
- (7) 転入前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書（初めて申請及び実績報告をする者に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、空き家等取得事業補助金の交付の可否を決定し、交付することに決定し、かつ、その額を確定したと

きは大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（空き家等取得事業）交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号。以下この章において「交付決定等通知書」という。）により、交付しないことに決定したときは大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（空き家等取得事業）不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定等通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（請求）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、空き家等取得事業補助金の交付を請求しようとするときは、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（空き家等取得事業）交付請求書（様式第5号）に交付決定等通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

### 第3章 賃貸住宅入居事業

（交付期間）

第12条 賃貸住宅入居事業に係る補助金（以下「賃貸住宅入居事業補助金」という。）の交付期間は、賃貸住宅への移転の日から令和4年3月31日までとする。

（交付申請期間）

第13条 賃貸住宅入居事業補助金の交付の申請は、1年度分を単位として行うものとし、初年度は賃貸住宅に移転をする前までに、初年度の翌年度以降は当該年度の4月末日までに行うものとする。

（交付の申請）

第14条 賃貸住宅入居事業補助金の交付を申請しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請時における世帯全員の住民票の写し
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 家賃等内訳証明書（様式第7号）（家賃等の内訳が不明である場合に限る。）
- (4) 住宅手当支給証明書（様式第8号）（勤務先から住宅手当を受給している場合に限る。）
- (5) 誓約書

(6) 転入前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書（初めて申請をする者に限る。）

(7)大分市無資産証明書

(8)その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、賃貸住宅入居事業補助金の交付の可否を決定し、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）交付決定通知書兼概算交付通知書（様式第9号。以下この章において「交付決定通知書兼概算交付通知書」という。）又は大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）不交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定通知書兼概算交付通知書により通知するときは、必要な条件を付すことができる。

（変更の申請等）

第16条 賃貸住宅入居事業補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）は、賃貸住宅入居事業補助金の交付の決定を受けた事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容に変更が生じたときは、速やかに大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）変更承認申請書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）変更承認通知書（様式第12号。以下この章において「変更承認通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、賃貸住宅入居事業補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）実績報告書（様式第13号。以下この章において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 実績報告時における世帯全員の住民票の写し
  - (2) 家賃納入証明書（様式第14号）、領収書の写しその他家賃の支払を証する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、賃貸住宅入居事業補助金の額を確定し、大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）額確定通知書（様式第15号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第19条 補助事業者は、賃貸住宅入居事業補助金の交付を請求しようとするときは、別表第2左欄に掲げる各区分の期間における全ての家賃を支払った後、同表右欄に掲げる提出期限までに大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金（賃貸住宅入居事業）概算交付請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書兼概算交付通知書の写し
- (2) 変更承認通知書の写し（第16条第2項の規定により変更の承認を受けた場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### 第4章 雑則

（交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) その他市長が相当と認める理由があったとき。

(報告等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助事業者は、報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(関係書類の保存)

第22条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業に係る書類及び帳簿を当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査等)

第23条 補助事業者及びその者の属する世帯構成員は、本市が行うアンケート調査等に協力するものとする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市ふるさと団地住み替え支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。



別表第1（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	備考
空き家等取得事業	空き家、空き地等又は建替家屋等に係る固定資産税に相当する額	補助対象経費の額とし、一の空き家、一の空き地等又は一の建替家屋等につき1年当たり6万円を上限とする。	空き家、空き地に建築した家屋又は建替家屋が併用住宅である場合にあっては、当該住宅の延床面積に対する居住の用に供する部分の延床面積の割合で按分した額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を補助対象経費とする。
賃貸住宅入居事業	家賃	家賃の月額（日割りの家賃が発生した場合にあっては、日割り計算した額）に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、月額2万5千円を限度とする。	家賃の月額は、住宅手当その他の住宅について事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に係る全ての手当を控除した額とする。

別表第2（第19条関係）

区分	提出期限
第1期（4月から6月）	6月末日
第2期（7月から9月）	9月末日
第3期（10月から12月）	12月末日
第4期（1月から3月）	3月末日